

富士宮市公共用財産の寄附等に関する基準

(趣旨)

第1条 この基準は、市が道路、河川等の公共用財産を適正に管理するためには必要となる権原を寄附等により取得することに関し必要な事項を定めるものとする。

(通則)

第2条 寄附等を受ける公共用財産は、地域の利益を実現する公共性を有すものでなければならない。

(定義)

第3条 この基準において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公公用財産 認定市道、農道、準用河川、普通河川等の公共的な機能を有する土地（国から譲与を受けた法定外公共物を含む。）等で、現に市が管理しているもの、又は管理することが見込まれるものという。
- (2) 公共性 通行等の目的で地域に広く開放され、利用されていることをいう。
- (3) 権原 市が公用財産を恒久的に存立させるために必要となる所有権等の権利をいう。
- (4) 寄附等 市が公用財産を取得するために、富士宮市財産規則（昭和60年富士宮市規則第7号）第12条の規定による寄附を受けること、都市計画法（昭和43年法律第100号）第32条の規定による協議の同意を経て帰属を受けること等をいう。
- (5) 未登記道路等 公用財産のうち、個人又は法人が保有している土地で、市がいまだ所有権等の権原を取得していない土地をいう。
- (6) 幅員 道路において、車両等が実質的に通行することが可能な幅で、道路構造令（昭和45年政令第320号。以下「令」という。）及び富士宮市が管理する市道の構造の技術的基準等を定める条例（平成24年富士宮市条例第37号。以下「条例」という。）

に規定するものをいう。

(受納基準)

第4条 寄附等を受ける公共用財産は、次に掲げる全ての要件を備えていなければならない。

- (1) 無償で寄附等されるものであること。
- (2) 筆界及び所有権界等が明確で、所有権以外の私権その他の権利等が設定されていないこと。
- (3) 道路の場合にあっては、不特定多数の者又は一般車両等の通行の用に供されるものであること。
- (4) 道路の場合にあっては、市街化区域に存在し、市域の道路整備に必要となるもの。
- (5) 道路の場合にあっては、起点が道路法(昭和27年法律第180号)第3条に規定する道路(以下「道路法の道路」という。)に接続し、終点が別の道路法の道路に接続していること。
- (6) 道路の場合にあっては、次の要件を具備するものであること。
 - ア 公共の排水施設に接続する排水溝が整備されており、自然流下により雨水を排することができること。
 - イ 車両等が実質的に通行することが可能な幅員が4メートル以上あること。
 - ウ 他の道路に接続する部分には、道路管理者が必要とする面積で隅切りが整備されていること。
 - エ 路面等の道路構造物に大きな損傷がなく、寄附受納後、おおむね20年間は舗装及び補修等の必要がないこと。
 - オ アからエまでに定めるもののほか、令及び条例に規定する基準に適合していること。
- (7) 公公用財産の管理のために必要となる安全施設等が設置されていること。
- (8) 工作物や占用物件がある場合、管理者及び関係者と協議が調つていること。
- (9) 河川の場合にあっては、管理者と河川機能の維持に必要となる

構造及び管理区域等について協議が調っていること。

- (10) 既存の公用財産の用途廃止を目的とした寄附等である場合は、寄附等に係る財産が用途廃止を行う公用財産と同等以上の機能を有していること。

(受納基準の特例)

第5条 次に掲げるものについては、地域の実情により寄附等を優先させるに足りる理由がある場合には、前条第4号から第6号までに規定する受納基準を必要な範囲に限り適用しないことができる。

- (1) 未登記道路等で公共性が認められるもの
- (2) 都市計画法第29条の許可に係る開発行為により設置された地域の開発等に必要となる公用財産で、管理者と帰属又は管理移管の協議が調っているもの
- (3) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第2項の規定に基づき、市が実施する狭い道路拡幅事業により道路として整備されたもの
- (4) 既存の公用財産に接続し、改良等を行うことで、その機能を高められることが見込まれる土地
- (5) 公園・学校等の公共施設に通じる公用財産
- (6) その他特に公共性が認められ、管理者と帰属又は管理移管の協議が調っているもの

(事前協議)

第6条 公用財産の寄附等をしようとする者は、あらかじめ管理者等と事前協議を行うものとする。

(調査)

第7条 寄附等に伴う事前協議の中で、市は現地で調査を行うことができる。

- 2 前項の調査は、必要に応じ構造等を確認することができる。

(瑕疵担保)

第8条 寄附等に係る公用財産の瑕疵担保期間は、寄附等の日から2年間とする。この期間中に瑕疵が確認された場合は、寄附者等が

補修等を行うものとする。

(第三者に対する責任)

第9条 寄附等に係る異議が第三者から生じた場合は、寄附者等において解決するものとする。

(管理)

第10条 寄附等により受納した公共用財産は、台帳登録及び認定等を行い、市が適正に管理する。ただし、所有権移転登記が完了するまでの期間は、寄附者等は、善良な管理者の注意を持って管理を行うものとする。

2 寄附等により受納した公共用財産について、管理上必要となる事項は、管理協定等を締結し補完するものとする。

(占用許可申請等)

第11条 第5条各号の特例により、占用物件を包含する管理財産の寄附等を受け入れた場合には、当該占用物件の所有者は、市長に対し、使用に係る許可の手続等を行わなければならない。

(費用負担)

第12条 寄附等の受納に係る登記は、市が、嘱託登記により行うものとし、当該所有権移転登記に要する費用は、市の負担とする。

2 前項に規定する以外の費用は、寄附者の負担とする。ただし、狭い道路拡幅事業等、市の事業に係る寄附の場合は、この限りでない。

(その他)

第13条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この基準は、令和2年4月1日から施行する。

(管理課が行う寄附を受ける土地の事務取扱基準の廃止)

2 管理課が行う寄附を受ける土地の事務取扱基準（平成22年10月7日都市整備部長決裁）は、廃止する。

(管理課が行う寄附を受ける土地の事務取扱基準の廃止に伴う経

過措置)

- 3 この基準の施行の日前に協議等で合意した寄附受納について
は、前項の規定による廃止前の管理課が行う寄附を受ける土地の事
務取扱基準の規定によるものとする。